

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護> 介護・医療連携推進会議を活用した評価

【手順】

- ① 事業所がサービス内容について振り返りを行い、自己評価を行う。（「(別紙1)自己評価・外部評価 評価表」の「自己評価欄」）
- ② 介護・医療連携推進会議で事業所自己評価について説明し、意見をもらう。
※「(別紙1)自己評価・外部評価 評価表」を運営推進会議の参加者へ事前に配付することも可。
- ③ 介護・医療連携推進会議で得た意見をもとに、「外部評価コメント欄」を完成させる。
- ④ 完成した「(別紙1)自己評価・外部評価 評価表」を公表し、区へ結果を提出する。

(参照): 関連ファイル(厚生労働省通知)に掲載、「運営推進会議を活用した評価の実施等について」

(参考): 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会ホームページ、資料・事例集の中にある「定期巡回・随時対応サービスの自己評価・外部評価」

<https://24h-care.com/document/>

【様式】

(別紙1)自己評価・外部評価 評価表 ※公表・要提出

【構成員】

外部評価を受ける介護・医療連携推進会議には、区職員又は地域包括支援センター職員、知見を有する公正・中立な第三者(事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修終了者等)の参加が必要です。やむを得ない事情により出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し、得た意見を会議に報告する等により一定の関与を確保すること。

【結果の公表・提出】

利用者およびその家族に対して手交若しくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」の利用又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表してください。

また、荒川区介護保険課へ資料をご提出ください。